

人権感覚育成プログラムの活用にあたって

1 人権感覚育成プログラム（社会教育編）の特色

埼玉県教育委員会では、「埼玉県人権教育基本方針」に基づく人権教育の推進に努めています。特に、その基本方針の一つに「人権感覚を培う人権教育」の推進を掲げ、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた県民の育成を図る人権教育を推進しています。

そこで、平成19年度は、人権感覚育成プログラム（学校教育編）を作成し、児童・生徒の豊かな人権感覚をはぐくむための事例をまとめ、各学校での活用を推進してまいりました。

本書は、保護者をはじめとする県民を対象とした人権学習を想定して作成したものです。参加者が、参加体験型の学習活動を通して、自分自身を見つめ、また、人とかかわりながら人権感覚をはぐくむよう工夫しました。

2 人権感覚育成プログラム（社会教育編）の構成

第1章では、人権感覚育成のための基本的な考え方やファシリテーターの役割などを掲載しました。

第2章では、人権感覚をはぐくむための視点に即した10事例と、個別の人権課題に関する8事例を掲載しました。

第3章では、本プログラムを実施する際の活用事例を掲載しました。

3 人権感覚育成プログラム（社会教育編）の活用にあたって

第2章で掲載している事例は、対象者や時間配分、アクティビティの内容等については、一般的なものとして掲載しています。活用する際には、対象者の実態に応じて、内容や時間配分を工夫したり、他のアクティビティと組み合わせたりするなどしてアレンジすることが大切です。

本書によく出てくる言葉

- *ファシリテーター…「促進者」という意味。本書の場合、アクティビティを計画、準備し、提示、実践する者
- *アクティビティ…学習プログラムを構成するひとまとまりの学習単位、学習ユニット。本書の場合、学習者の知識、技能、価値・態度を包括的に発展させることを目的とする現実的な体験に主体的に取り組めるよう考案された学習活動
- *アイスブレイキング…学習者の「氷のように固まった気持ち」を解きほぐすための活動
- *アサーティブネス…非攻撃的自己主張。相手を攻撃的に、一方的に非難することなく自分の意見を主張するコミュニケーションの取り方
- *セルフエスティーム…自分を好きであること、自分を大切にすること、自分に自信をもっていること。自己尊重の感情